

## 草津市遠隔手話通訳サービス利用規約

草津市遠隔手話通訳サービス（以下「サービス」という。）は、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、利用条件に同意したものとします。

### 1 内容

聴覚や音声・言語機能に障害のある人の社会生活における意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣が困難な場合に、タブレットやスマートフォン等のビデオ通話機能を利用して遠隔で手話通訳を行います。

### 2 提供

#### (1) サービスの提供日及び提供時間

原則、平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）の午前9時15分から午後4時15分までとします。

#### (2) 手話通訳者

サービスは草津市が直接実施するものとし、手話通訳は草津市の専任手話通訳者が対応します。

### 3 利用対象者

サービスを利用できる者は、草津市内に居住し、聴覚や音声・言語機能の障害により電話の通話ができない者としてします。

### 4 利用料

サービスの利用料は無料です。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレットやスマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

### 5 利用アプリ

サービスに利用するアプリは、無料で使用することができるZ o o mとし、利用者自身が使用できる環境を整えるものとします。なお、アプリの機能や安全性、個人情報の取り扱いについて、草津市は一切責任を負いません。

### 6 申請方法

利用者は、利用日の7日前までに「草津市手話通訳者または要約筆記者派遣申請書」を草津市へ提出してください。その際、連絡事項欄に「遠隔希望」と記載してください。

### 7 サービスの提供ができない場合

タブレットやスマートフォン等の通信状況や専任手話通訳者の予定により、サービスの提供ができない場合があります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供されない場合でも、草津市は一切の責任を負いません。

### 8 その他

このサービスは、草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱に基づき実施します。